（前のページより続き）

○平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示（同五五六）

○技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する件（同五五七）

○平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を改正する件（同五五八）

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を改正する件（同五五九）

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十七号の一部を改正する件（同五六〇）

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十五号の一部を改正する件（同五六一）

○地方税法施行令附則第九条の四第一号イの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件を定める件（同五六二）

○地方税法施行令附則第九条の四第一号ロの規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準を定める件（同五六三）

○地方税法施行令附則第九条の四第二号の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約を定める件（同五六四）

○公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件（環境三二）

○公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件（同三三）

八九〇

# 本号で公布された法令のあらまし

八九一

**◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律**（法律第二号）（外務省）

1　外務公務員の子女教育手当の支給額を改定することとした。（第一五条の二関係）

2　在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同日本政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

3　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

八九二

**◇地方税法等の一部を改正する法律**（法律第三号）（総務省）

地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。（第四五条の二及び第三一七条の二関係）

㈡　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条関係）

㈢　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を二年延長することとした。（附則第四条の二関係）

㈣　指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る平成三〇年度以後の各年度分の所得割の標準税率の改正に伴い、平成三一年度以後の各年度に道府県が市町村に交付すべき利子割額、配当割額又は株式等譲渡所得割額の算出方法について、所要の措置を講ずることとした。（第七一条の二六、第七一条の四七及び第七一条の六七関係）

八九三

㈤　給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項の提供について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法等の規定を整備することとした。（第三一七条の六関係）

㈥　市町村長が行う給与所得に係る特別徴収義務者に対する通知について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法の規定を整備することとした。（第三二一条の四関係）

㈦　市町村長と年金保険者との間の通知について、地方税共同機構（以下「機構」という。）を経由して行う方法の規定を整備することとした。（第三二一条の七の一関係）

㈧　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を四八万円以下（改正前三八万円以下）とすることとした。（第二三条及び第二九二条関係）

㈨　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を一三五万円以下（改正前一二五万円以下）とすることとした。（第二四条の五及び第二九五条関係）

㈩　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における基礎控除について、以下の措置を講ずることとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

(1)　基礎控除の額を次のとおりとすることとした。

イ　前年の合計所得金額が二、四〇〇万円以下である所得割の納税義務者　四三万円

ロ　前年の合計所得金額が二、四〇〇万円を超え二、四五〇万円以下である所得割の納税義務者　二九万円

ハ　前年の合計所得金額が二、四五〇万円を超え二、五〇〇万円以下である所得割の納税義務者　一五万円

(2)　前年の合計所得金額が二、五〇〇万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用はできないこととした。

㈡　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における配偶者特別控除について、配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を四八万円超一三三万円以下（改正前三八万円超一二三万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ一〇万円引き上げることとした。（第三四条及び第三一四条の二関係）

㈢　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、以下の措置を講ずることとした。（第三七条及び第三一四条の六関係）

(1)　㈠(2)に伴い、前年の合計所得金額が二、五〇〇万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととした。

(2)　㈡に伴う所要の措置を講ずることとした。

㈣　平成三三年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三五万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に一〇万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三二万円を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないこととした。（附則第三条の三関係）

㈤　恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第二三条及び第二九二条関係）

㈥　内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈦　修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税又は市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。（第六五条及び第三二七条関係）